

第37号議案

平成20年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----------|----------------|
| (1) 給水戸数 | 23,636 | 戸 |
| (2) 給水人口 | 64,690 | 人 |
| (3) 年間総配水量 | 7,423,000 | m ³ |
| (4) 1日平均配水量 | 20,336 | m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1,380,185	千円
第1項 営業収益	1,377,596	千円
第2項 営業外収益	2,579	千円
第3項 特別利益	10	千円

支出

第1款 水道事業費用	1,359,745	千円
第1項 営業費用	1,204,333	千円
第2項 営業外費用	150,230	千円
第3項 特別損失	4,182	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,671千円は、当年度分消費税資本的収支調整額20,082千円、過年度損益勘定留保資金763,871千円及び減債積立金25,718千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	332,548	千円
第1項 国庫補助金	23,600	千円
第2項 分担金	35,437	千円
第3項 工事負担金	273,511	千円

支出

第1款 資本的支出	1,142,219	千円
第1項 建設改良費	774,438	千円
第2項 投資	200,100	千円
第3項 企業債償還金	167,681	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額 (千円)
水道料金徴収事務委託事業	平成21年度～ 平成22年度	94,447
ファイルサーバ賃借事業	平成21年度～ 平成25年度	1,781
施設清掃委託事業	平成21年度	400
廃棄物処分委託事業	平成21年度	383
施設清掃具賃借事業	平成21年度	36
水道機械設備損害保険	平成21年度	841

貸金庫賃借事業	平成21年度	13
コピー機保守管理事業	平成21年度	470
開栓業務委託事業	平成21年度	268

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 110,098 千円
- (2) 交際費 30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

平成20年2月28日提出

吉川市長 戸張胤茂